

鎮西学院幼稚園預かり保育実施規程

鎮西学院 鎮西学院

2006年4月1日改訂

2008年4月1日改訂

2021年4月1日改訂

鎮西学院幼稚園預かり保育実施規程

第1条 この規程は、鎮西学院幼稚園の預かり保育の実施に関し、必要の事項を定めることを目的とする。

第2条 預かり保育とは、幼稚園則第8条に定める保育時間終了後18時30分までの間行なう保育をいう。

第3条 預かり保育の種類は次のとおりとする。

- 1 月極め保育
- 2 随時の保育
- 3 新2号（保育の必要性がある）認定者

第4条 預かり保育を実施する日は、園則に定める登園日とする。

第5条 預かり保育を希望する保護者は、別に定める申込書により園長に申し出なければならない。

第6条 預かり保育の保育料は次のとおりとする。

- 1 月極め保育 月額 6,000円 8月のみ8,000円

- 2 随時の保育

(1) 保育終了後から 18時30分まで 500円×日数

(2) 夏休み・冬休み・春休み

全日の場合800円×日数

半日の場合500円×日数

- 3 新2号認定者

補助金（1日450円：月上限11,300円）との差額を徴収する。

(1) 保育終了時から18時30分まで

50円×日数（500円との差額）

(2) 夏休み・冬休み・春休み

全日の場合 350円×日数（800円との差額）

半日の場合 50円×日数

第7条 前条の保育料は、月極め保育については毎月7日までその月分を、随時の保育については当日納入しなければならない。

なお、前条3の新2号認定者については、園が月末に利用日数を確認し集計請求する。保護者は翌月7日までに納入しなければならない。

附 則

この規程は、1999(平成11)年4月1日から実施する。

この規程は、2000(平成12)年4月1日から実施する。

この規程は、2006(平成18)年4月1日から実施する。

この規程は、2008(平成20)年4月1日から実施する。

この規程は、2021(令和3)年4月1日から実施する。